

第12回 定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項)

■事業報告

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

■連結計算書類

連結持分変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社シーユーシー

上記事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2026年3月31日

		第 2 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年8月28日	2023年8月28日
新 株 予 約 権 の 数		671個	305個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 67,100株 (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 30,500株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権 1 個当たり 82,000円 (1 株当たり 820円)	新株予約権 1 個当たり 8,100円 (1 株当たり 81円)
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 327,700円 (1 株当たり 3,277円)	新株予約権 1 個当たり 293,900円 (1 株当たり 2,939円)
権 利 行 使 期 間		2025年9月28日から 2033年8月28日まで	2026年7月1日から 2033年8月28日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び社外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 295個 目的となる株式数 29,500株 保有者数 3名	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 600株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 101個 目的となる株式数 10,100株 保有者数 1名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

		第 6 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2024年7月24日	2024年7月24日
新 株 予 約 権 の 数		706個	4,278個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 70,600株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 427,800株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり 58,700円 (1株当たり 587円)	新株予約権1個当たり 1,300円 (1株当たり 13円)
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 162,000円 (1株当たり 1,622円)	新株予約権1個当たり 153,700円 (1株当たり 1,537円)
権 利 行 使 期 間		2026年8月7日から 2034年7月24日まで	2027年7月1日から 2034年7月24日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数 356個 目的となる株式数 35,600株 保有者数 3名	新株予約権の数 347個 目的となる株式数 34,700株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を 除く)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 87個 目的となる株式数 8,700株 保有者数 1名	新株予約権の数 596個 目的となる株式数 59,600株 保有者数 1名

		第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2025年8月27日
新 株 予 約 権 の 数		567個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 56,700株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり 79,700円 (1株当たり 797円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 121,900円 (1株当たり 1,219円)
権 利 行 使 期 間		2026年8月7日から 2034年7月24日まで
行 使 の 条 件		(注) 5
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数 291個 目的となる株式数 29,100株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を 除く)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任又は退職であると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が2025年9月28日以降に死亡した場合、その法定相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権の割当てを受ける者の役職及び役割に応じて別途締結される新株予約権割当契約において設定される財務指標又は非財務指標の達成状況に応じて、当該契約に定める個数の新株予約権を行使することができる。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任又は退職であると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が2026年7月1日以降に死亡した場合、その法定相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 当社の連結売上収益及び連結EBITDA（当社の連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費及び償却費を加算した額）について、それぞれの2024年3月期から2026年3月期までの累計額が、当社と新株予約権者との間で別途締結する「新株予約権割当契約書」に定められる目標水準を達成した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれもの地位を喪失した場合には、残存する新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任又は退職であると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が2026年8月7日以降に死亡した場合、その法定相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議

書、相続人全員の同意書等)を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑤ 新株予約権の割当てを受ける者の役職及び役割に応じて別途締結される新株予約権割当契約において設定される財務指標又は非財務指標の達成状況に応じて、当該契約に定める個数の新株予約権を行使することができる。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

① 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれもの地位を喪失した場合には、残存する新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任、退職であると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が2027年3月期の決算承認の株主総会日以降に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面(除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等)を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑤ 当社の連結売上収益及び連結EBITDA(当社の連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費及び償却費を加算した額)について、それぞれの2025年3月期から2027年3月期までの累計額が、当社と新株予約権者との間で別途締結する「新株予約権割当契約書」に定められる目標水準を達成した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

⑥ 新株予約権の割当日から行使期間の末日までにおいて東京証券取引所の普通取引における株価終値が769円(ただし、行使価額が修正された場合には、行使価額と同様に調整されるものとする)を下回る価格となった場合には、残存するすべての新株予約権を行使できないものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれもの地位を喪失した場合には、残存する新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任又は退職であると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が2027年9月12日以降に死亡した場合、その法定相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権の割当てを受ける者の役職及び役割に応じて別途締結される新株予約権割当契約において設定される財務指標又は非財務指標の達成状況に応じて、当該契約に定める個数の新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2025年8月27日
新 株 予 約 権 の 数		567個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 56,700株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり 79,700円 (1株当たり 797円)
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 121,900円 (1株当たり 1,219円)
権 利 行 使 期 間		2026年8月7日から 2034年7月24日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
使用人等 への交付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 264個 目的となる株式数 26,400株 交付対象者数 5名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 12個 目的となる株式数 1,200株 交付対象者数 1名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

① 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれもの地位を喪失した場合には、残存する新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任又は退職であると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が2027年9月12日以降に死亡した場合、その法定相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記1.①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権の割当てを受ける者の役職及び役割に応じて別途締結される新株予約権割当契約において設定される財務指標又は非財務指標の達成状況に応じて、当該契約に定める個数の新株予約権を行使することができる。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、必要な諸規程を定め、子会社にも必要な規程については適用し、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めた上で、諸規程の制定や改廃を行う。
 - イ. 業務執行取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
 - ウ. 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発活動及びコンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努める。
 - エ. 各業務執行部門から独立した内部監査担当者を置き、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、代表取締役社長及び監査等委員会にその結果を報告する。
 - オ. 法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社の取締役及び使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。
 - カ. 反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、不当要求等への対応を所管する部署は、警察等の外部専門機関と連携し、適切に対応する。
- ② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、担当役員決裁その他「職務権限規程」及び「決裁規程」に基づき決裁された重要な文書については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧権限者が必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、各主管部門が管理・保管する。
 - イ. 「情報セキュリティポリシー」「個人情報取扱規程」「特定個人情報取扱規程」等を整備し、重要情報の取扱いの安全性を確保する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「リスク・コンプライアンス規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築、運用する。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア.「職務権限規程」及び「決裁規程」によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。

イ. 執行役員制度を採用し、取締役は経営の迅速化、取締役会の監督機能の強化等、経営機能の発揮に努め、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、業務を遂行する。

ウ. 取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置し、同委員会は、取締役の報酬等について審議し、その結果を取締役に答申する。

⑤ 当社並びに当社親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、当社親会社の内部統制との連携体制を構築する。

イ. 「関係会社管理規程」を制定し、関係会社管理を所管する部署と関係部署とが協力しながら以下の事項について当社子会社の管理を行う。

(1)当社子会社の経営状況の把握

(2)当社子会社における内部統制システムの整備・運用

(3)当社子会社の重要なリスクの把握

(4)当社子会社の取締役の業務執行状況の把握

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「監査補助者」という。）を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から監査補助者を任命する。

イ. 監査補助者の監査等委員会の職務に係る業務遂行に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査補助者としての任命・異動・評価等、その人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。

- ウ. 監査補助者が、監査等委員会の職務に関して監査等委員会より受けた指揮命令が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人からの指揮命令と競合する場合には、監査等委員会の指揮命令を優先する。
- ⑦ 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会への報告をするための体制、並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて当社又は子会社の業務執行状況について報告する。
- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。
- ⑧ 前項の報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会の職務執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 代表取締役社長と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。
- イ. 監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- ウ. 当社及び当社子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンスについて

原則として3か月ごとにリスク・コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンスの取組み、立案、方針につき審議の上周知を図っている他、必要に応じて、コンプライアンス研修を実施しています。また、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設置し、当社及び当社子会社に対し周知しています。

② 取締役の職務の執行について

当事業年度においては、取締役会を12回開催し、重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

③ 監査等委員会の職務の執行について

当事業年度においては、監査等委員会を12回開催し、監査等委員間で積極的な意見交換を行いました。内部監査の担当者から報告を受けたほか、必要に応じて助言を行いました。

④ 内部監査の実施について

内部監査部が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しました。

連結持分変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	
					在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額	新 株 予 約 権
2025年4月1日残高	7,669	7,820	13,457	△0	△35	172
当 期 利 益	－	－	2,854	－	－	－
そ の 他 の 包 括 利 益	－	－	－	－	947	－
当 期 包 括 利 益 合 計	－	－	2,854	－	947	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	－	27	－	－	－
株式に基づく報酬取引	－	△1	－	－	－	159
子会社設立に伴う払込	－	－	－	－	－	－
子会社の支配喪失に伴う変動	－	－	－	－	－	－
支配継続子会社に対する持 分 変 動	－	△50	－	－	－	－
所有者との取引額合計	－	△51	－	－	－	159
2026年3月31日残高	7,669	7,769	16,338	△0	912	331

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分				非 支 配 持 分	資 本 合 計
	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素			合 計		
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合 計			
2025年4月1日残高	595	－	732	29,678	608	30,286
当 期 利 益	－	－	－	2,854	△111	2,743
そ の 他 の 包 括 利 益	△215	27	760	760	112	872
当 期 包 括 利 益 合 計	△215	27	760	3,614	1	3,615
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	△27	△27	－	－	－
株式に基づく報酬取引	－	－	159	158	－	158
子会社設立に伴う払込	－	－	－	－	40	40
子会社の支配喪失に伴う変動	－	－	－	－	△11	△11
支配継続子会社に対する持 分 変 動	－	－	－	△50	－	△50
所有者との取引額合計	－	－	159	108	28	136
2026年3月31日残高	380	－	1,624	33,400	638	34,037

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

(連結子会社の数) 47社

(主要な連結子会社の名称) 株式会社シーユーシー・ホスピス
ソフィアメディ株式会社
CUC SINGAPORE PTE. LTD.
CHANGE UNTIL CHANGE VIETNAM COMPANY LIMITED
CHANGE UNTIL CHANGE MEDICAL SERVICES COMPANY LIMITED
CHANGE UNTIL CHANGE HEALTHCARE COMPANY LIMITED
CUC Podiatry Holdings, LLC
株式会社ノアコンツェル

(連結子会社の変動)

当連結会計年度において新たに連結子会社となった主な会社は、以下のとおりです。

(増加) 6社

株式会社シーユーシー・アドバイザリー・パートナーズ 他5社 ; 新設・株式取得

(減少) 1社

PT GRHAMEDS CUC HEALTHCARE ; 売却

(3) 会計方針に関する事項

① 連結の基礎

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しています。

子会社の計算書類は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結計算書類に含めています。

当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しています。子会社の決算日が連結決算日と異なる場合、当該子会社について連結決算日に仮決算を行い、連結しています。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配

持分に帰属させています。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しています。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されています。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しています。

② 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しています。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、被取得企業の旧所有者に対する負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価には、条件付取得対価の公正価値が含まれています。企業結合において取得した識別可能な資産、引き受けた負債は取得日の公正価値で測定しています。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、その超過額を連結財政状態計算書においてのれんとして計上しています。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しています。

当社グループは、非支配持分を識別可能な純資産の認識金額の持分割合相当額で測定しています。

企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しています。

③ 外貨換算

a. 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。ただし、非貨幣性項目の利得又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替換算差額もその他の包括利益として認識しています。

b. 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については為替レートに著しい変動がない限りその期間の平均為替レートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

④ 金融商品

a. 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権についてはその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当初認識しています。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定しており、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

(ii) 分類及び事後測定

金融資産については、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」又は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の当初認識時に決定しています。なお、デリバティブ取引は利用していません。

(償却原価で測定する金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

金融資産のうち、当社グループが投資先との取引関係の維持、強化による収益基盤の拡大を目的として保有している資本性金融資産については、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能な指定を行っています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しています。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、公正価値の変動額を純損益として認識しています。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

なお、買取債権以外の債権については、単純化したアプローチで常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金の額を算定し、認識しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合は、以前に認識した減損損失を純損益で戻し入れています。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。

b. 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債については、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しています。

すべての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

(ii) 分類及び事後測定

金融負債については、当初認識時に、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」又は「償却原価で測定する金融負債」のいずれかに分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識後公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しています。

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として純損益として認識しています。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、債務を履行したとき、契約上の義務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。

⑤ 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されています。

⑥ 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として移動平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。

⑦ 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれています。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

・建物及び造作 2－50年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

⑧ のれん及び無形資産

a. 企業結合により取得した無形資産

(i) のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、注記「② 企業結合」に記載しています。当初認識後は、のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施し、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。

減損損失の測定方法については、注記「⑪ 非金融資産の減損」に記載しています。

(ii) のれん以外の無形資産

企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した無形資産は取得日の公正価値で計上しています。当初認識後は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

b. ソフトウェア

ソフトウェア・プログラムの保守に関連するコストは、発生時に費用認識しています。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を販売する意図、能力及びそのための十分な資源を有している場合にのみ自己創設無形資産として当初認識時に取得原価で測定し資産計上しています。

資産計上したソフトウェアは、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。

c. 償却

取得後は、当該資産が使用可能な状態になった時点から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア・・・３－５年
- ・カスタマーリスト・・・６－２０年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

⑨ 投資不動産

投資不動産は、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。投資不動産は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。

土地以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数（２－５０年）にわたって、定額法により算定しています。

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、

会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

⑩ リース

(借手側)

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しています。リース負債はリース開始日現在で支払われていないリース料を借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しています。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っています。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しています。

(貸手側)

当社グループでは、契約の締結時にリースがファイナンス・リースかオペレーティング・リースかの判定を行っています。

リース取引は、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、そうでない場合はオペレーティング・リース取引に分類しています。リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合やリース料の現在価値が原資産の公正価値のほとんどすべてとなる場合などは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断しています。

当社グループがサブリース契約の当事者である場合、ヘッドリース（借手側）とサブリース（貸手側）は別個に会計処理します。サブリースをファイナンス・リースかオペレーティング・リースかに分類する際は、リース対象資産ではなく、当社グループがヘッドリースにおいて認識している使用权資産のリスクと経済価値や耐用年数などを検討します。

ファイナンス・リース取引におけるリース債権は、リースと判定された時点で満期までの正味リース投資未回収額を債権として計上しています。リース料受取額は、金融収益と元本の回収部分に按分しています。リース債権は実効金利法による償却原価で測定しており、実効金利法による利息収益は純損益として認識しています。

オペレーティング・リース取引によるリース料については、定額法により収益として認識しています。

(セール・アンド・リースバック取引)

セール・アンド・リースバック取引は売り手である借り手から貸し手への資産の譲渡が売却に該当するか否かをIFRS第15号に基づいて判定しています。資産の売却に該当する場合は、売り手である借り手は、リースバックから生じた使用权資産を、資産の従前の帳簿価額のうち売り手である借り手が保持した使用权にかかわる部分で測定し、リースバックされなかった部分の損益のみを認識しています。資産の売却に該当しない場合は、売り手である借り手は、譲渡した資産を引き続き認識するとともに、譲渡収入と同額の金融負債を認識し、金融取引として処理しています。

⑪ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位グループを、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位グループに配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位グループの回収可能価額を算定しています。

減損損失は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位又は資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループ内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は戻し入れていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。減損損失の減少又は消滅を示す兆候があり、当該資産の回収可能価額の算定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れています。

⑫ 従業員給付

a. 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しています。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

退職給付に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値を算定して計上しています。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は、制度改定又は縮小が発生した時、又は関連するリストラクチャリング費用あるいは解雇給付を認識する時のいずれか早い時点の純損益として処理しています。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期間に費用として認識しています。

b. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員が関連する勤務を提供した時点で費用として計上しています。

賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

⑬ 株式報酬

当社グループは、株式に基づく報酬として持分決済型のストック・オプション制度を導入しています。

持分決済型の株式に基づく報酬は、ストック・オプションの付与日における公正価値で測定しています。付与されたオプションの公正価値は、オプションの前提に応じて、二項モデル、ブラック・ショールズ式等を用いて算定しています。付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり費用として認識し、同額をその他の資本の構成要素の増加として認識しています。

⑭ 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく収益等及びIFRS第16号「リース」に基づく収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、経営戦略支援、経営管理支援、人事労務支援等を主な支援メニューとした医療機関に対する各種運営サポート、足病及び静脈疾患クリニックの運営、訪問看護ステーション、ホスピス型住宅の運営等の訪問看護サービス及び運営施設入居者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供しています。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

医療機関に対する各種運営サポート

医療機関に対する各種運営サポートの収益は、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時

間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

足病及び静脈疾患クリニックの運営

足病及び静脈疾患クリニックでは、患者に対して診察から手術その他の幅広いサービスを提供しており、サービス提供時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しています。これらの金額は、患者、第三者支払者（第三者医療保険会社及びメディケアなどの政府支払者を含む）などから支払うべきものであり、患者が締結している契約ごとに異なります。そのため、当社ではサービスの標準料金に、一定の調整を加えて取引対価を決定します。この調整は過去の回収傾向に基づいて見積もっており、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しています。

訪問看護サービス

訪問看護サービスの収益は、訪問看護計画に基づき契約期間にわたりサービスを提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに係る収益は、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

⑮ 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息等から構成されています。受取利息は、実効金利法により認識しています。

金融費用は、主として支払利息等から構成されています。支払利息は、実効金利法により認識しています。

⑯ 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されています。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しています。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しています。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものです。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しています。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上していません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異

が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が
高くない場合

- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異、すべての未使用の繰越欠損金及び繰越税額控除について認識しています。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しています。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しています。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しています。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ単一の納税事業体に対し同一の税務当局によって課されている法人所得税に関連するものである場合には、繰延税金資産及び繰延税金負債を相殺しています。

⑰ 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しています。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しています。

⑱ セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位です。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしています。

2. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積り及び仮定とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

(1) 企業結合

当社グループは、企業結合により取得した無形資産について、支配獲得日における公正価値で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際して、企業結合により取得した無形資産の公正価値は、将来キャッシュ・フローや税引前割引率等の仮定に基づき測定しています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表「3. 企業結合に関する注記」をご参照ください。

(2) 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、投資不動産、のれんを含む無形資産について、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

非金融資産の回収可能価額の算定方法については、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 ⑪ 非金融資産の減損」に記載しています。

(3) 金融商品の公正価値

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容及び金額については、連結注記表「6. 金融商品に関する注記 (6) 金融商品の公正価値 ③ 公正価値で測定する金融商品」に記載しています。

3. 企業結合に関する注記

(1) 企業結合の概要

当連結会計年度における重要な企業結合はありません。

(2) 条件付取得対価

前連結会計年度以前に実施した企業結合により、条件付取得対価に係る負債を認識しています。

CHANGE UNTIL CHANGE MANAGEMENT SERVICES JOINT STOCK COMPANY（以下「CUCMS」という。）の企業結合による条件付取得対価は、2019年10月にCUCMSを買収した際の株式譲渡人とのConditions Subsequent達成進捗に応じたものであり、そこには薬局事業のライセンスの取得や株式譲渡人からの土地譲受手続の完了等が含まれます。これにより最大で373億ベトナムドンを支払う可能性があります。

また、株式会社KEEPの企業結合により条件付取得対価35百万円を認識しています。この企業結合による条件付取得対価は、取得事業の一定期間の業績の達成水準に応じて2027年3月期において最大80百万円の条件付対価を追加で支払う合意が含まれています。

条件付取得対価の公正価値は、契約相手に支払う可能性がある金額について、その発生可能性を加味した現在価値で算定しています。

条件付取得対価の公正価値ヒエラルキーのレベルは、レベル3です。条件付取得対価に係る負債の変動については「6. 金融商品に関する注記」に記載しています。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	85百万円
----	-------

② 担保に係る債務

借入金（流動）	10百万円
---------	-------

借入金（非流動）	43百万円
----------	-------

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	35百万円
--------------	-------

その他の金融資産（非流動資産）	－
-----------------	---

(3) 有形固定資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	4,002百万円
--------	----------

のれん	－
-----	---

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	29,990,400株
------	-------------

- (2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数
普通株式 675,091株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額
該当事項はありません。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 71,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしています。当該目的を達成するために、機動的な設備投資等を実施するために十分な自己資本を確保することを自己資本管理の基本としています。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、親会社所有者帰属持分比率及び親会社所有者帰属持分当期利益率です。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。また、当社グループは、デリバティブ取引は利用していません。

(3) 信用リスク管理

営業債権及びその他の債権は、取引先の信用リスクに晒されています。営業債権及びその他の債権のうち買取債権以外は、与信管理規程に基づき、取引ごとの期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。買取債権に関しては、ファクタリング事業リスク管理規程に基づき、診療報酬額のモニタリングを行い、リスクを管理しています。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

営業債権及びリース債権については、単純化したアプローチで常に全期間の予想信用損失を測定しています。営業債権及びリース債権以外の債権等については、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮の上、予想信用損失を測定しています。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生のリスクの変動に基づいて判断しています。債務不履行発生のリスクに変化があるかどうかの判断に当たっては、取引先の財務状況の悪化、期日経過情報等を考慮しています。

当社グループは、金融資産が個別に重要でない場合は、信用リスクの特性や発生した取引の性質に基づいて、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した予想信用損失を集合的に測定しています。

金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しています。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対しての回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

また、信用減損している金融資産について、全体又は一部を回収するという合理的な期待を有していない場合には、帳簿価額を直接減額しています。

医療機関セグメントに係る債権（営業債権、リース債権、買取債権）について、サービス提供先である医療法人の財政状態及び経営成績を十分把握できていることから、信用リスクを十分低い水準に管理できています。ホスピス及び居宅訪問看護、メディカルケアレジデンスセグメントに係る債権は大半が健康保険制度及び介護保険制度に基づくものであり、与信先が国民健康保険団体連合会等の公的機関であるため、信用リスクは僅少です。金融資産の信用リスクに重要性はありません。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するに当たり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

(5) 為替リスク管理

当社グループは海外での事業展開を行っていることから、グループ各社の機能通貨以外の通貨建取引について為替リスクに晒されています。これらの取引における通貨は、主として日本円及び米ドル建です。

為替変動リスクは、主として、CUC America Inc.に対する貸付を円建にて実行していること及びPT CUC HEALTHCARE INDONESIAに対する貸付をインドネシアルピア建にて実行していることにより生じています。

感応度分析

各報告期間において、日本円が米ドル及びインドネシアルピアに対して10%円高になった場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりです。なお、同様に10%円安になった場合は、以下の表と反対の影響があります。ただし、本分析においてはその他の変動要因（残高、金利等）は一定であることを前提としています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
税引前利益		
米ドル	－	△20
インドネシアルピア	△18	△20

(6) 金融商品の公正価値

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能なインプットを直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：重大な観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務のうち、リース債権を除くものは、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、開示を省略しています。

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務は償却原価で測定しています。ただし、その内リース債権はIFRS第16号に従い測定しています。

リース債権の公正価値については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しています。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しており、レベル1に分類しています。

非上場株式の公正価値については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により算定しています。当該公正価値の測定には、投資先の将来キャッシュ・フロー、割引率等の観察可能でないイン

プットを利用しており、レベル3に分類しています。

条件付取得対価については、土地使用权の移転手続完了等により、将来追加で支払いが発生する金額をもとに公正価値を見積っており、レベル3に分類しています。

非支配株主に係る売建プット・オプションについては、見積将来キャッシュ・フローを、固有のリスクを加味した割引率を使用して割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しています。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、開示を省略しています。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	帳 簿 価 額	公 正 価 値
資産		
リース債権	12	12
合計	12	12
負債		
長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	32,268	31,659
合計	32,268	31,659

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	912	—	—	912
出資金	—	—	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	—	—	482	482
合計	912	—	482	1,395
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
条件付取得対価	—	—	261	261
非支配株主に係る売建プット・オプション	—	—	53	53
合計	—	—	314	314

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各年度の期首時点で発生したものとして認識しています。
公正価値レベル 1 とレベル 2 の間の重要な振替は行われていません。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

① 主たる地域市場による収益の分解と報告セグメントとの関連は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント				そ の 他	合 計
	医 療 機 関	ホ ス ピ ス	居宅訪問看護	メディカルケアレジデンス		
地域別						
日本	8,921	16,714	12,939	7,704	148	46,426
アジア	293	—	—	—	—	293
米国	6,698	—	—	—	—	6,698
合計	15,912	16,714	12,939	7,704	148	53,417

② 顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益は以下のとおりです。

(単位：百万円)

顧客との契約から認識した収益	53,417
投資不動産のオペレーティング・リースに係るリース収益	463
実効金利法を用いて計算した金利収益	320
償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得	152
合計	54,353

(2) 収益の金額を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項⑭収益」に記載のとおりです。

(3) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	7,671	8,524
契約負債	3	10

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、3百万円で

す。

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものです。

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、契約負債の重大な変動はありません。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,139円32銭
基本的1株当たり当期利益	97円35銭

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、賃貸用不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の公正価値に関する事項

帳 簿 価 額	公 正 価 値
1,578百万円	2,143百万円

(注) 当事業年度末の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいており、その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいています。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	7,669	7,669	5	7,675	7,440	7,440	△19	22,765
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					949	949		949
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計					949	949		949
当 期 末 残 高	7,669	7,669	5	7,675	8,390	8,390	△19	23,714

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予 約 権	純資産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	602	602	172	23,539
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				949
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△217	△217	159	△58
当期変動額合計	△217	△217	159	891
当 期 末 残 高	385	385	331	24,430

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

b. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a. 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2年－47年

工具、器具及び備品 4年－20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

・その他の無形固定資産

定額法によっています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、経営戦略支援、経営管理支援、人事労務支援等を主な支援メニューとした医療機関に対する各種運営サポートを提供しています。医療機関に対する各種運営サポートの収益は、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 貸借対照表に計上した関係会社株式の額 | 29,768百万円 |
| ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 | |

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式は市場価格のない株式であることから、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当該事業年度の損失として処理しています。当社は、関係会社の超過収益力を反映して、計算書類等から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該関係会社の株式を取得していることがあります。当該超過収益力が見込めなくなった場合、超過収益力を反映した実質価額が取得原価の50%程度を下回っている場合に、減損処理を行っています。また、実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないこととしています。なお、超過収益力の計算及び回復可能性は、経営者が承認した事業計画等に基づき行っています。事業計画は、外部情報及び内部情報に基づき、業界の将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、成長率及び割引率などの主要な仮定が含まれます。関係会社株式の評価にあたっては上記の主要な仮定に基づき最善の見積りを行っていますが、事業環境の変化等により、仮定の前提条件等に変更が生じた際は、翌事業年度以降に損失の計上が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

以下の関係会社の債務に対し債務保証を行っています。

ソフィアメディ株式会社	155百万円
株式会社シーユーシー・ホスピス	2百万円
株式会社シーユーシー・ファイナンス	3,800百万円
株式会社KEEP	1百万円
計	3,958百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

- | | |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 23,065百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 399百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 7,521百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

470百万円

販売費及び一般管理費

△633百万円

営業取引以外の取引高

受取利息

316百万円

支払利息

81百万円

(2) 固定資産受贈益

固定資産受贈益は、当社グループの当社オフィス増床に伴うものであり、主に建物及び工具、器具及び備品の無償譲渡を受けたことによるものです。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

675,091株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税、未払費用（フリーレント賃借料）、資産除去債務、費用の見積計上等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金です。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	株式会社シーユー シー・ホスピス	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金貸付(注)1,2 出向負担金	194 300	短期貸付金	1,209
子 会 社	ソフィアメディ 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金借入(注)1,2 出向負担金	488 167	短期借入金	3,989
子 会 社	株式会社シーユー シー・プロパティーズ	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金貸付(注)1,2 受取利息	△2,065 174	短期貸付金	13,263
子 会 社	透析研究開発株式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金借入(注)1,2	258	短期借入金	917
子 会 社	株式会社シーユー シー・ファイナンス	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金貸付(注)1,2 債務保証(注)3	△321 3,800	短期貸付金	3,519

子 会 社	株式会社シーユーシー・ファシリティーズ	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金貸付(注)1,2	3,545	短期貸付金	4,393
子 会 社	株式会社ノアコンツェル	所有 直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金借入(注)1,2 出向負担金	△883 133	短期借入金	1,926

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び借入については、キャッシュマネジメントシステム（CMS）における取引であり、利率は市場金利を勘案して決定しています。
2. 取引の実態を明瞭に開示するため、取引金額は純額表示としています。
3. 債権譲渡額に対して、保証をしています。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役 員	濱 口 慶 太	被所有 直接 0.0%	当社代表取締役	納税保証	603	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 当社グループの海外事業推進のために海外居住する濱口慶太の保有する有価証券の出国税猶予の納税保証を行ったものです。なお、保証料は受け入れていません。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表(3)会計方針に関する事項

⑭収益に同一の内容を記載しているので注記を省略しています。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1 株当たりの純資産額 | 822円07銭 |
| (2) 1 株当たりの当期純利益 | 32円38銭 |